

第 29 回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成 23 年 2 月 28 日（月）10 時 00 分～12 時 00 分

場所：弁護士会館 16 階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学大学院公共経営研究科教授）
副議長 豊 秀一（朝日新聞東京本社社会グループ次長）
長見 萬里野（全国消費者協会連合会事務局長）
古賀 伸明（日本労働組合総連合会会長）
ダニエル・フット（東京大学法学部法学政治学研究科教授）
中川 英彦（前京都大学大学院教授）
松永 真理（バンダイ社外取締役）

（日弁連）

会長 宇都宮 健児
副会長 江藤 洋一
事務総長 海渡 雄一
事務次長 森 徹、相原 佳子、岡田 理樹、市毛 由美子、中西 一裕、
野口 啓一
広報室室長 生田 康介
司法改革調査室室長 河津 博史

以上 敬称略

1 開会

（中西事務次長）

それでは、第 29 回日弁連市民会議を始めます。日弁連側の出席者をまず紹介します。宇都宮会長、海渡事務総長、岡田事務次長、森事務次長、河津司法改革調査室室長、生田広報室室長、市毛事務次長、野口事務次長。私は担当事務次長の中西です。

それから、本日の資料ですが、事前に配付されている議題 2、議題 3 と書いてあるものが、日弁連市民会議の本日の討議資料であります。それから日弁連新聞の 444 号。それから第 28 回日弁連市民会議議事録案です。

本日配付の資料としまして、資料 29-3-6、「特別捜査部における取調べの録音・録画の試行指針」。それから資料 29-3-7、「最高検察庁の録音・録画試行指針に対する会長声明」というものが入っております。

それから本日は、後で宇都宮会長からご挨拶がありますが、その際に日弁連のホームペ

ージ用のカメラ撮影をさせていただきますので、ご了解をよろしく申し上げます。

それでは、本日は議長が選任されるまでの間、豊副議長に司会進行をお願いしたいと思います。

2 開会の挨拶

(豊副議長)

おはようございます。委員の皆様、今日は足元が悪い中、ご出席いただきありがとうございます。今回は清原慶子委員と吉永みち子委員が残念ながら所用のために欠席となっております。

それでは、第29回の市民会議を開会させていただきたいと思います。最初に、宇都宮健児日弁連会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。

3 宇都宮健児日弁連会長挨拶

(宇都宮会長)

皆さん、おはようございます。足元の悪い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今日の議題は、司法改革の検証という議題になっています。特に刑事司法改革と裁判員制度ですが、ちょうど今から10年前に司法制度改革審議会の意見書が出されまして、司法改革が開始されています。そういう意味では今年は節目の年ではないかと思っております。

ご承知のとおり、刑事司法改革に関しては、裁判員裁判制度が導入されまして、そしてわれわれ弁護士の関係では、被疑者レベルの国選弁護制度が導入され、大きな改革がなされております。ただ、その後、ご承知のとおり、昨年厚労省の元局長に関する無罪判決が言い渡されまして、この事件に関連して大阪地検特捜部の主任検事による証拠改ざん事件が発覚しました。この事件そのものは、私は日本の刑事司法制度の根幹を揺るがすような事件ではないかと思っておりますけれど、ご承知のとおり、その後、11月10日から法務大臣の私的諮問機関として検察の在り方検討会議が開始され、検察制度の改革、取調べの在り方について、現在この検討会議で検討がなされてるようです。市民会議の委員の吉永みち子さんも、その検討会議の委員になられています。

この検討会議の中で問題になっている刑事司法改革の問題としては、検察そのものの改革と同時に、取調べの可視化、取調べの全過程の録画、検察官手持ち証拠の全面開示。あるいはこれはまだ大きな議題にはなっていませんが、人質司法の問題も、刑事司法改革では残っている問題ではないかと思っております。長期間勾留して、否認をすればますます勾留期間は長くなる。自白をすれば勾留を解くというようなことが取調べの中で行われている。この取調べの可視化、検察官手持ち証拠の全面開示、人質司法の改革という問題については、まだまだ課題が残されているのではないかと思っております。

それから、この関係で、日弁連はさまざまな冤罪事件を支援してきていますけれども、

3月16日に布川事件で無罪判決が言い渡されることが予定されております。大きな改革は成し遂げられてきていますけれど、まだまだ改革途上という認識をしております。今日はそのような問題についても議論していただくことになるかと思っております。どうかよろしくお願い致します。

4 議事録署名人の決定

(豊副議長)

では、まず議事録の署名人を決めたいと思います。順番からいきますと、フット委員と松永委員をお願いしたいと思っております。お二人でよろしいでしょうか。

(承認)

(豊副議長)

それでは、フット委員、松永委員、よろしくお願い致します。

5 議事

(豊副議長)

それでは、議題に入ります。お手元に配付されている議題のとおり進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

議題 議長選任・副議長再任の件について

(豊副議長)

ではまず、「議長選任・副議長再任の件」をお諮りしたいと思います。市民会議規則第5条では、「議長1名と副議長若干名を委員の互選により選出する」ということになっております。「任期は1年で再任を妨げない」という規定です。片山議長退任の後、議長が空白の状態となっております。本年度3月までおよび来年度4月1日から1年間の議長を選任したいと思います。自薦、他薦などございますか。

それでは、ないようでしたら事務局と相談の結果、議長として北川正恭委員を推薦させていただきます。北川委員には事前にご内諾をいただいております。この件につき、皆様のご承認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(承認)

それでは、北川議長、どうぞ進行のほどよろしくお願い致します。

(北川議長)

おはようございます。それでは、議長就任ということでございますが、どうぞよろしくお願い致します。

引き続きまして、来年度4月1日から1年間の副議長を選任したいと思います。自薦、他薦等ございますか。

それでは、ないようでございますので、豊秀一副議長に引き続きお願いをしたいと思っ

ております。豊副議長には事前にご内諾をいただいております。この件につき、皆様のご承認をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(承 認)

それではよろしく申し上げます。

議題 司法改革の検証について（刑事司法改革と裁判員制度）

（北川議長）

それでは早速議題に入らせていただきますが、本日の大きな議題は2つございまして、1つは、「司法改革の検証について（刑事司法改革と裁判員制度）」。これには関連の資料が一式付いてございます。

引き続きまして第3の議題として「検察の在り方について」、関連資料一式がございしますが、そういう順序でそれぞれ同じぐらいの時間で会議を開催させていただきたいと思っております。

それでは第2の議題として、「司法改革の検証について（刑事司法改革と裁判員制度）」について、検討していきたいと思っております。では、河津博史司法改革調査室室長にご説明をお願いいたします。

（河津室長）

それでは司法制度改革審議会が意見書において行った提言のうち、「刑事司法制度の改革および刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入」の部分について、現在までの達成状況をご説明させていただきます。資料はお手持ちの議題2、議題3の冊子の中で、資料29-2という番号が振られているものです。

司法制度改革審議会は、刑事司法制度の改革として、刑事裁判の充実・迅速化を図り、新たな準備手続の創設を提言しました。そして、この準備手続の創設の中で、証拠開示の拡充も併せて提言されております。

この提言につきましては、2004年の刑事訴訟法の改正により、公判前整理手続が導入され、その中で類型証拠開示及び主張関連証拠開示の制度が導入されました。これは、検察官の手持ち証拠の中で一定の類型に属するもの、弁護側の主張に関連するものについて、弁護人の請求により、検察官が開示することを義務付けた制度です。

これらの証拠開示制度につきましては、冤罪防止のために大きな役割を果たしているとは評価することができます。例えば先ほど宇都宮会長からも話がありました厚生労働省元局長事件において、私は弁護人という立場で事件にかかわりましたが、フロッピーディスクが改ざんされる前のデータが記録された捜査報告書が、この証拠開示の制度によって弁護側が開示され、元局長が事件に関与していないことを示す証拠となりました。証拠開示制度の拡充がなかったら、誤って有罪とされていた可能性も否定できないという意味で、証拠開示制度の拡充が大きな役割を果たしたと評価しております。

次に、審議会意見書は、公判について原則として連日的に開廷することを迅速化の一環

として提言しました。この提言につきましては、刑訴法の改正により、できる限り連日開廷し、継続して審理を行わなければならないという規定が新設されました。この規定の運用状況につきましては、裁判員裁判については、文字通り連日的に開廷をして、判決も速やかに言い渡すことが定着しておりますが、一方で裁判員が参加しない刑事裁判については、従来よりは期日の間隔が狭まったとはいえものの、本当に連日的に開廷されることは稀な状況です。厚労省元局長事件も毎週のように審理が行われましたが、週3日以上 の期日が入ることは、極めてまれでした。

次に、審議会意見書は直接主義、口頭主義の実質化を提言しました。これは、調書、書面中心の裁判から、口頭での弁論や証人尋問中心への裁判への転換を意味していますが、もとより日本の刑事訴訟法が原則としているところであり、法令の規定は新設されておられません。運用としては、裁判員裁判においては、裁判員が多量の調書を読んで裁判を行うことはできませんので、証人尋問中心の裁判への転換が実現されております。ただ、この点につきましても、裁判員が参加していない裁判については、従来と程度の差こそあれ、裁判官が法廷の外で調書を読んで判断をする運用が、依然として行われているのが実情です。

次に、審議会意見書は、充実・円滑な訴訟運営のために、裁判所の訴訟指揮の実効性を担保する措置を検討すべきであると提言しました。この点については、刑事訴訟法の改正によって、裁判所が命令を受けた検察官や弁護士がこれに従わなかった場合には、検察官については検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士については弁護士会または日弁連に対して、処置請求をすることができるという規定が設けられています。

次に、審議会意見書は、公的弁護制度の整備を含め、弁護人が個々の刑事事件に専従できるような態勢を確立することを提言しました。この点につきましては、2004年に総合法律支援法が制定され、2006年から日本司法支援センター、いわゆる法テラスが業務を開始しております。昨年の10月1日現在、日本司法支援センターの常駐のスタッフ弁護士は、152名にのぼっております。

次の項目として、審議会の意見書は、被疑者被告人の公的弁護制度の整備を掲げました。この点につきましては、2004年の刑事訴訟法の改正により、2006年から重大な事件について被疑者段階での国選弁護制度が導入され、2009年からはその対象事件がさらに拡大されました。例えば窃盗や傷害事件についても、現在は被疑者段階で国選弁護人を選任することができるようになっております。

次に、審議会意見書は、公的弁護制度の運営自体を公正・中立な機関とすることや、弁護人の選任・解任は従前どおり裁判所が行うこと、新たな運営主体の機関は全国的に充実した弁護活動を提供しうる体制を整備すべきであること、この機関については透明性や説明責任等の確保との要請を踏まえるべきであること、この公的弁護制度の下で弁護活動の自主性、独立性を損なわれてはならないこと、弁護士会はこの公的弁護制度の整備運営に積極的に協力することなどを提言しました。

この点につきましては、日本司法支援センターが公的弁護制度の運営主体となり、国選弁護人の選任・解任は裁判所が行い、それ以外の運営に関する事項を日本司法支援センターが担うものとされており、そして、日本司法支援センターは、全国に地方事務所を設置し、スタッフ弁護士に対する研修等も実施しております。

そして、総合法律支援法により、日本司法支援センターの役員の任命・解任、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款などは公表事項とされており、日本司法支援センターのウェブサイトですべて閲覧できるようになっております。

総合法律支援法には、契約弁護士等は、独立してその職務を行うという規定が置かれ、日弁連及び弁護士会の協力事務についての規定も置かれております。

さらに、審議会意見書は、障害者や少年など、特に助力を必要とするものに対し、格別の配慮を払うべきであると提言しています。総合法律支援法には、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮義務等についての規定が置かれました。

このこととも関連しますが、少年審判手続における公的付添人制度についても、積極的な検討が必要であるという提言がされております。これは家庭裁判所における少年事件の付添人について、公的弁護と同じような公的付添人の制度の導入を提言したのですが、2000年と2007年の少年法の改正により、一定の事件については国選付添人が付されるようになりました。

しかし、一方で、被疑者国選弁護が拡大したのに対し、国選付添人については拡大が不十分な状況になっておりまして、例えば捜査の段階で被疑者国選弁護人が付いたのに、家庭裁判所に送致された後は、国選付添人が付かないというケースが生じております。この点については早急な法改正が必要であると日弁連では認識しております。

次に、公訴提起の在り方について、審議会の意見書は、検察審査会の一定の議決に対し、法的拘束力を付与する制度を導入すべきであるという提言をしております。この点については、2004年に検察審査会法が改正され、2009年より、いわゆる起訴議決制度が導入されております。

次に、新たな時代における捜査公判手続の在り方ということで、審議会意見書は、刑事免責等新たな捜査手法の導入についての検討や、参考人の協力確保、参考人保護のための方策について検討すべきであると提言しました。しかし、今日まで新たな制度の導入には至っておりません。

国際捜査司法共助制度については、強化すべきであるという提言がなされました。国際捜査共助に関する法律が、2004年、2005年、2006年と改正され、今日までにアメリカ、韓国、中国、香港、EU、ロシアとの間で、刑事共助条約が締結されております。

次に、審議会意見書は、被疑者被告人の身柄拘束に関連する問題について提言しており、被疑者被告人の不適正な身柄拘束を防止するため、今後も刑事手続全体の中で制度面、運用面双方において、改革・改善のための検討を続けるべきであると明記しています。勾留や保釈に関して、新たな制度は今日まで導入されておりません。運用面を見ますと、従来

より若干保釈が出やすくなった傾向はありますが、被疑者・被告人が検察官の主張を争うと、そのことをもって罪証隠滅のおそれがあるということで、保釈請求を却下するという運用が残念ながら続いており、厚労省元局長事件でも、検察官のストーリーを受け入れたいわゆる共犯者たちが起訴後ただちに保釈されたのに対して、元局長は、無実を主張したために、4か月以上にわたって身体拘束されました。

次に、取調べの適正を確保するために、取調べ過程状況について書面による記録を義務づける制度を導入すべきであると提言されました。この点につきましては、警察については犯罪捜査規範の改正により、検察については取調べ状況の記録等に関する訓令により、取調べ状況記録書面の作成が義務づけられるようになりました。ただし、この書面は、取調べの時間や作成した調書の通数が書いてあるだけで、取調べの適正が確保できるようなものにはなっておりません。この点につきましては、ご存じのとおり、日弁連は、取調べ全過程の録音・録画を提言しております。

次に、犯罪者の改善更生、被害者等の保護につきまして、審議会意見書は、犯罪者の矯正処遇、更生保護にかかわる制度及び人的体制の充実等についての提言を行っております。これに関しては、2005年に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が制定され、刑事施設視察委員会の設置などが行われました。また、被害者の保護救済に関しては、2000年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律が、2004年に犯罪被害者等基本法が制定され、2007年の刑事訴訟法改正によって、いわゆる被害者参加制度や損害賠償命令制度が導入されました。

次に、刑事手続への新たな参加制度の導入についてご説明申し上げます。審議会意見書は、刑事手続において、広く一般の国民が裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入すべきであるという提案をし、2004年の裁判員法制定によって、2009年から裁判員裁判が始まっております。その基本的構造につきましても、概ね審議会意見書の提案どおり実現しており、裁判官と裁判員は共に評議し、事実の認定、法令の適用及び刑の量定を行うものとされました。そして、裁判員は、これらについて裁判官と対等の権限を有し、証人等に対する質問権も有するものとされました。裁判官、裁判員の人数は、原則として裁判官3名に対し、裁判員6名とされました。

そして、評決の方法は、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によるものとされ、このことによって、裁判官だけで被告人に不利な決定をしたり、裁判員だけで被告人の不利な決定をしたりすることは、できない仕組みになっております。

次に、裁判員の選任方法、裁判員の義務等についても、概ね審議会意見書の提案どおり、裁判員は衆議院議員の選挙権を有する者の中から、裁判員選任手続を通じて、事件ごとに選任されるものとされております。

対象となる刑事事件について、裁判員法は、死刑または無期の懲役もしくは禁固にあたる罪にかかる事件及びいわゆる法定合議事件の中で故意の犯罪行為によって被害者を死亡

させた罪にかかるものとして、いわゆる重大犯罪についての事件を対象とするものとして
います。

公判手続、上訴等につきましては、裁判員法は、裁判官、検察官及び弁護人の義務として
審議を迅速でわかりやすいものとするに努めなければならないという規定を置きま
した。判決書や上訴、控訴や上告の規定について、刑訴法の改正はされませんでした
が、裁判員裁判における判決書の表現は、どのような議論をして、その結論に至った
のかが、従来よりもわかりやすいものになっています。

以上概略ですが、刑事司法制度の改革と刑事訴訟手続の新たな参加制度の導入につ
きまして、今日までの達成状況をご説明申し上げます。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

それでは、河津室長からご説明いただきました司法改革の検証について、ご議論いた
だきたいと思います。それでは、委員の皆さんから逐次ご発言をお願いいたします。

(古賀委員)

一市民としては、裁判員制度にやっぱり非常に関心があります。裁判員の選任につ
いては、当然のことながら一定のルールに沿って選任をされていますが、社会を構
成する市民の感覚を裁判に生かそうということであれば、裁判員の皆さん方も社会
を反映した構成になっているべきじゃないかと思います。私が誤解していればまた
ご指摘をいただきたいのですが、制度スタートの時点で、裁判員の方が30代の方
が大半の裁判があったと何か報道で聞いたことがあるんですね。少なくとも、性別
とか、あるいは年代のようなことについては、社会をまさに構成をするような裁
判員の選定があってもいいのかなという感じがしております。制度の導入につ
いては、われわれも非常にいいものだと思いますけれども、どのように運用されて
いるかについても検証をしていくべきではないかということ
を課題として提起させていただきたいと思います。以上です。

(河津室長)

ご指摘の趣旨は大変よくわかります。アメリカの陪審制度に関する研究などを見て
おいても、陪審員の構成が、特にアメリカの場合は人種が強く意識されているので
すが、コミュニティを正確に反映したものになっているかどうか、常に問題意識を
もって検討されています。

裁判員制度につきましても、選挙権を有する者の中から、くじ引きで候補者を選
び、裁判員選任手続の中で、不選任とされる方もいることとの関係で、結果とし
て性別や年代について、必ずしもコミュニティを正確に反映したものにならない
ことが起こっています。

しかし、一方で性別や年代別に裁判員を選任していくということも、技術的には
非常に困難を伴いますし、そのことにかえて別の意味での偏りを増強してしまう
というおそれもないわけではありませぬので、各国の制度を見ても、そのような
特別な選り方等をしていない市民参加制度はないようです。

コミュニティをできる限り正確に反映するための1つの方法は、裁判員の人数を増やすことが、最も直接的で効果的なのではないかと考えられています。例えばアメリカでは、12人の陪審員を選ぶことが、コミュニティを反映するために必要であるという考え方があると聞いております。

(古賀委員)

30代が大半を占めたケースということはありませんか。

(河津室長)

検察審査会について、そのような構成が問題とされたケースがあるようです。裁判員に関しては、例えば性犯罪について、男性、女性のバランスに偏りが生じた構成があったと聞いております。

(北川議長)

どうぞ、松永委員。

(松永委員)

性犯罪のときに女性の裁判員が多かったとありましたけれども、私は年代と性別を6人の中で偏りなくするのは至難の業になると思うのですが、性犯罪等が裁判員裁判に含まれるときに性別はもう少し考慮してもいいのではないかと感じました。年代まで考慮すると、20代、30代...ととても複雑になりますが、性別は2つですよ。それは考慮したほうがいいのかなと思いました。

(河津室長)

諸外国の制度を見ておられますが、性別で分けて、それぞれの中から選定するという制度をとっている国はおそらくないと思います。裁判員の選定は、裁判所と検察官と弁護人の三者で行われるものですから、それぞれが適切に不選任請求の権利などを行使することによって、結果的にバランスのとれたものになるのが、理想であると考えられます。

(古賀委員)

しかし、社会の構成ともものすごくかけ離れたような構成になるというのは、やはり事件によっては何か少し修正ができるようなことが必要じゃないかなと、私も思いますけどね。今、松永さんが言われたようなことも含めて。

(北川議長)

そのことについての改革案とか何かは、まだまだ始まっていないということでしょうか。

(河津室長)

そうですね。なかなか妙案が出てこないのが現状で、先ほど申し上げたように、コミュニティを反映しやすくするために、裁判員の数を増やすというのが、あり得る方法と思われませんが、その点について、必ずしも日弁連での議論が詰められているわけではありません。

(北川議長)

松永委員がおっしゃったように、男性と女性というのは、例えば詳細な内容わかりませ

んけれども、選ばれたその中でもし仮に偏りがあったとしたら、3対3にするとか、そんな議論もまだないんですかね。

(河津室長)

おそらく基本的な裁判員選任手続の考え方は、母集団はなるべく無作為であるべきだということが大前提にあって、その中で特に不公平な裁判をするおそれのある人を不選任にしていくという仕組みをとっているものですから、性別の点で一定の作為を入れてしまうことが、今の裁判員選任手続の基本的な考え方と若干一致しない部分があるのかな、と思います。

(北川議長)

ただ、選挙の場合でも20歳以上とか、これ制限ですよ。というようなことは、一切ないということですか。

(河津室長)

裁判員に関しても、衆議院議員選挙の選挙権が有する者が母集団になっておりますので、年齢的な意味では最低限度というのは同じように設けられています。

(北川議長)

それは制限が加わっているということですね。

(海渡事務総長)

あと弁護士はだめなんですね。

(北川議長)

これは、制限かかっているじゃないですか。だから、全くノー制限ではないとしたら、今の古賀委員や松永委員がご指摘の点は、まだ議論されていないということですね。

(河津室長)

制限の問題とは若干違うのかもしれませんが、積極的な作為を入れることになりますので、除外するのではなくて。

(古賀委員)

最終段階の選任の時点ではもちろん難しいでしょうけれど、母集団を選ぶ段階で、どんな配慮をされているんですかね。

(河津室長)

母集団に関しては、むしろ無作為であること自体が非常に重要なのだらうと思います。裁判所が母集団を選ぶことになれば、裁判の公正さが損ねられることになりまして、国民参加の意味も薄れてしまうことになりかねません。

(北川議長)

松永委員が指摘されたのは、若干違うんじゃないですかね。例えば3対3とか、最初にルールさえあればということではないでしょうか。

(松永委員)

そうですね。だから、さっき言った年代とかになると複雑になるけれども、男性と女性

というのは大体今5対5の比率で存在しているわけですから、その枠はあってもいいのではないかと思います。というのは、性犯罪においては、男性が加害者で女性が被害者というケースが断然多いですね。その割合は、火を見るより明らかですので、もう少し配慮があってもいいのかなというのは感じます。

(河津室長)

先ほど申し上げましたように、アメリカでは特に人種に関して陪審員の構成が大きな問題になっていますが、その解決策は、結果的に一定の比率になるような選び方を採用する方向にはなっておりません。アメリカでも日本でも、検察官と弁護人が不選任の請求、つまりある候補者を不選任とするよう求めることができるようになっていきます。その行使が濫用的であったり、差別的であったりすると、違法になるという手当をすることによって、相対的にバランスをとろうとしているのが、アメリカのやり方であり、参考になると思われます。

(フット委員)

刑事司法に関して、様々な面に関して関心がありますけれども、特に実情についていくつか、裁判員裁判だけではなく、より広い視点から、当事者主義の活性化につながっているかどうかという点で、いくつかの点を考えますと、例えば証拠開示制度の点があります。先ほど簡単な説明があり、以前よりはだいぶ開かれているようですけれども、後からの取調べ状況の記録等に関する話で、回数ですとか、限られた情報しか提供されていないということでした。証拠開示制度は実際上どのくらい開かれたのでしょうか。また、証拠開示を求める、命令するなどという裁判官の意識は変わってきているかどうかというのが1点目の質問です。

2点目は、弁護態勢と申しますが、弁護人の活動はより活発になっているかどうか。確かに刑事事件中心の公設事務所もできているというふう聞いていますけれども、それを見ますと、より刑事専門の弁護人が出てきているのかなとは思いますが。実際上はそうなっているのでしょうか。

また、直接主義、口頭主義については、裁判員裁判では相当実現できているというお話ですけれども、ここでは裁判員裁判とそうでない裁判との違いで、特に裁判員裁判以外の事件では、先ほどの話からしますとそんなに実情は変わっていないようです。裁判員裁判の影響が他の事件に対しても影響を及ぼすことは今後予想されるのでしょうか。また、裁判員裁判自体も今後同じように証人尋問中心の裁判であり続けるのか。あるいは逆方向に戻っていくというようなことも考えられるのでしょうか。こういった様々な点に関する質問をさせていただきます。

(河津室長)

まず証拠開示についてですが、先ほど申し上げましたように、従来よりはずっと広範な検察官の手持ち証拠が開示されるようになりました。

弁護人は検察官の手持ち証拠全部を見ることはできませんので、一体何割を自分が見て

いるのかというのは、わからないのが正直なところです。

ただ、裁判所の運用を見ておきますと、例えば検察官がつくった取調べメモについて、証拠開示の義務があるとの最高裁判所決定がありましたように、現実にはできあがった刑事訴訟法の規定に沿って、その枠の中では、比較的積極的に証拠開示を検察官に対して命じるようになったと私は評価しております。

弁護人の活動に関してですが、おそらく今から20年ぐらい前から、若手弁護士の刑事弁護離れということが指摘されておりました。つまり、刑事弁護をやってもやりがいがない、おもしろくないということで、若い弁護士は刑事弁護をやりたいと言われていたのですが、その様子はずいぶん変わっておりまして、全国で裁判員裁判のための研修などを行っておりますが、若手の弁護士が多数参加しております。そして、彼らの多くは法テラスや、あるいは日弁連が設置しているひまわり事務所などで、時間と労力の相当部分を刑事事件に費やしています。

刑事専門の弁護士も、従来はほとんど存在しませんでした。法テラスやひまわり事務所以外でも、例えば東京で刑事専門をうたっている法律事務所がいくつもできるような状況になっております。

直接主義、口頭主義に関しては、確かにご指摘のように、裁判員裁判と裁判官だけの裁判との間に若干異なった裁判が行われるような向きもありますけれども、裁判員裁判はそれ以外の裁判に対しても影響を及ぼしつつあると評価しております。例えば、厚労省元局長事件でも、検察官が請求した調書の多数が却下されましたが、これは、供述調書よりも、法廷での証言を重視するという傾向の表れであると評価されておりまして、その限度では、裁判員裁判がそれ以外の裁判にもよい影響を与えていると思います。

ただ、今後の裁判員裁判が裁判員裁判以外に影響を及ぼしていくのか。それとも裁判員裁判のほうが、従来の裁判の方向に近い方向に向いてしまうのかということところは、私どもも警戒しなければならないところと思っております。当然証人尋問中心の裁判を今後も裁判員裁判では続けていく必要がありますし、そうでない裁判でも、本来直接主義、口頭主義が刑事訴訟法の原則なので、それに沿った裁判を実現しなければなりません。そのために、私どもとしては、まずは弁護士をトレーニングして、裁判員に対してわかりやすく、効果的な弁護活動をするというための研修を全国的に行っているところです。

(海渡事務総長)

ちょっと補足で。証拠開示についてなんですが、結局今行われている証拠開示というのは、公判前整理手続に付された事件について、こういう証拠開示手続というのはできていまして、公判前整理手続に付されなかった事件で否認事件、私も事務総長になる前にやっていた事件があるんですけども、非常に複雑な事件だったんですけども、われわれ公判前整理手続に付してほしいと言ったんですけどもしてくれなくて、結局全然証拠開示されないんです。なぜ公判前整理手続になったものだけに証拠開示手続があるのかというのが、全く意味不明で、そこは大きな制度の穴があるというふうに思いますし、あと、現に

公判前整理になっていっても、争点を整理して、類型証拠開示をやって、そしてその後また争点に関連した証拠の開示やるという、ものすごく時間がかかる。少しずつしか出てこない。

そして、さらに言うと、争点に関連しているかどうかということについて、われわれが争点だと思っていることについて、検察官側がこれは争点ではないというふうに考えたときには出さない、ということが出てくる。最終的には裁判所が裁定するんですけども、裁判官は見られるけれども、われわれが見ることができないから、どんな証拠が開示になっているかわからないということです。私がやったケースなどでは、明らかにわれわれが考える争点に関連していると思われる部分が真っ黒に塗られたような調書が何十通も出てきて、最高裁まで争ったんですけども、結局証拠開示を得られなかったというような事件もあります。ですから、河津さんが言うように、広がった部分があるのは確かなんだけれども、今の日本の証拠開示制度というのは、おかしな制度になっているので、より根本的に改めるべきではないかというふうに思っております。

(北川議長)

それでは中川委員。

(中川委員)

視点が違うんですが、2つご質問させていただきます。1つは、さっき法テラスのご説明がありましたね。私も審査委員をやっているものですから、中から伺っているんですが、あれは大変利用の頻度も上がってきまして、国民の皆さんにはだんだん使い勝手がよくなっているということなのですが、弁護士サイドから見て法テラスの存在が、大変有意義というか、仕事がやりやすいとか、いろんなメリットがあるとか、そういう何か弁護士サイドからの有益性については一体どういうものがあるのかなというのが第1の質問です。

それから第2は、全然違うんですけども、今話が出ています裁判員裁判の効果というか、狙いの1つが、いわゆる市民感覚を生かして合理的な判決に導くということだったですよ。マスコミなどを見ていると、非常にうまくいっているというような報道があって、確かに手続的には順調だと私も思うのですが、狙いである市民感覚が裁判に生かされるという点につきまして、具体的にこういう面で非常に実効性が出ているということがあったら教えていただきたいし、出ていないというのであれば、これから時間がかかるのか、あるいは何か制度的に問題があるのか、その辺はどういうふうに考えておられるのかご質問させていただきたいと思います。

(森事務次長)

次長の森でございます。第1点の法テラスの関係でございますけれども、やはり法テラスというものが出来上がって、それまでは国選については裁判所が弁護人の選任、報酬決定をやっていたというものが、いろいろなたくさんの議論があったんですけども、法テラスもそれを担うということになったと。民事関係の面では、財団法人の法律扶助協会というものがありまして、これは扶助と言いながら、諸外国から比べて日本というのは非常

に予算的に少なかった。2000年でしたかね。民事法律扶助法の改正によって、ある程度は大きくなっていくということになったのですが、まだやはり小さかったというものがあつたと。

それとともに、民事が1つ大きくなるのと一緒に、民事・刑事総合的にやるという意味で総合法律支援法が出来上がった。そのときに、刑事の問題については、どこが受け皿となっていくのかというのが、大変な議論がやはりありまして、どういう形態がいいんだろうか、特殊法人がいいのかどうかとか、指定法人がいいのかどうか。当時はそういう新しい特殊法人、指定法人をつくるということがなかなかできないという中で、独立行政法人という形態をとって法テラスというものをつくりあげていって、そこで民事と刑事を一緒にやったという点がありました。

メリットとしては、やはりこれは予算規模というのが飛躍的に拡大をしていったということが言えると思います。その前の民事関係の法律扶助というものがありましたけれども、法律扶助件数が伸びても、予算が追いついていかないというときには、ある時期には法律扶助協会自体が期間の途中、年度の途中に件数制限をする。要するに窓口を閉めていくというような事態も起こった時期が一時期ありました。そういう意味で、予算は限られて、どうしてもこういう扶助が必要な人に付けてあげたいけれども、予算がないから、じゃあ件数を制限していこうという動きがあつたのが、こういう1つ、法テラスというものが出来上がったことによって、予算がかなり飛躍的についたという点があります。

それから刑事面についても、そういう意味では予算面では非常に大きく付けるということができたのですが、1つやっぱり問題だったのは、一応法務省の監督下の独立行政法人ということになっておりまして、その面でいわゆる弁護活動への干渉ということがものすごく懸念されたということが、一番の中で議論されて、現時点においてもやはりこの議論というものは、弁護士会の中ではなくすぶっているということがあつたということが、一番のデメリットになっているのかなと思います。

メリッ的には先ほど言ったような予算的な問題ということはあると。これでかなり法務省と法テラスが一緒になって予算要求をかなり拡大していきまして、昨年からの300億、全体で規模として300億超えるということになっているのは、隔世の感があるということはあるのではないかと思います。弊害面についてはまたいろいろご質問があれば、もう少しご説明いたしますけれども、そういう弁護活動への干渉があつてはならないということとは思っております。

(中川委員)

口を挟むようですが、弁護活動の制限というのは、私はほとんど感じないんですけども、ただ、予算の面では大変そういうことで利用者にとってもいいし、弁護士さんの活動範囲も増えたということでメリットが出ているというお話なんですね。

(森事務次長)

ただ、民事扶助については、あくまでも裁判制度を前提とした、裁判をするものについ

てだけの扶助ですので、労災申請だとかそういう行政手続にはまだ及んでいないと。その点の拡大を求めていくということで、あとは諸外国に比べてまだ償還制というか、貸付制なんですね、あくまでも。それでお金を貸し付けて立て替えて、その後、その依頼者の人たちが月賦で払っていくという制度ですので、やはりなかなか月 5,000 円とか 1 万円とかも払えないという人もたくさんいらっしゃる中で、そもそも頼むことを諦めてしまう。法テラスという制度があるけれども、やっぱり立替制だということで諦めてしまうということが一番の問題であると。これは今後の課題としていかなければならない。

それから行政手続の問題については、一部日弁連のほうが委託事業という形で、3 億、4 億ですけれども、刑事を入れると全体で 15 億ぐらいの規模で委託をして、今刑事国選も全体にまだ及んでおりませんので、それと民事についても裁判制度だけですので、行政手続まで及んでいないので、その部分については日弁連の自前のお金で委託事業という形でやるという、これを全体的に拡げていくというのが今後の課題ですが、そういう意味では非常に受け皿が出来上がってきているので、展望は開けていくとは思いますが。

(中川委員)

これから集団訴訟や何かの問題もありますから、ああいうものを対象にするかどうかという問題もありますね。

(森事務次長)

そういうものをいろいろ議論をして、できるだけ使いやすくする方法を検討していかなければなりません。

(河津室長)

裁判員裁判で市民感覚がどのように生かされているのかというご質問ですが、私は、裁判員裁判において、疑わしきは被告人の利益にあるいは無罪推定という原則に忠実な裁判が実現しつつあると理解しております。例えば、裁判員裁判の最初の無罪事件は、違法薬物を持ち込んだと疑われた事件でしたが、違法薬物であることを知らなかったというのが被告人の主張でした。

従来からこのような主張がされる事件は数多くありましたが、そのほとんどの裁判において、被告人は有罪になっていました。裁判員が参加したことによって、市民の常識に照らして、違法薬物であることを知らなかった可能性が検討され、その結果無罪になったのですから、市民の常識に従って判断し、本当に間違いないのかどうかをチェックすることが、機能しつつあると理解しています。

裁判員の常識によって無罪を発見するためには、弁護人が裁判員に対して、有罪とすることへの疑問をわかりやすく提供することが、大前提ですので、引き続き研修等の努力を続けていきたいと考えております。

(豊副議長)

裁判員とは違うのですが、市民感覚を入れるということで、検察審査会制度が改められて、2009 年から起訴議決制度が導入されたというご説明がありました。この間、マスコミ

で報道されていますけれども、小沢一郎さんの政治資金の問題をめぐって、検察官は起訴しなかったのですが、検審の議決で強制起訴されました。その議決書を見ていると、白か黒かはっきりしない場合は、やはり裁判所で決めてもらうというのも1つの考え方ではないかという言及もあったかと思えます。プロの検察官は起訴しないが市民が入ったことで起訴をして被告人の地位に置くと、起訴の基準でダブルスタンダードができたことになるので、これは見直すべきではないかという意見や、いや、そうではなく市民感覚を評価すべきではないかという意見が分かれていると思うんですけど、そのあたりは、今のところ日弁連の考えというのは、どういうスタンスでおられますか。

(海渡事務総長)

正直言いますと、今のご質問、一番痛いところを突いていて、今、日弁連の中で意見がまとまらないというか、議論はしていますけれども、基本的に検察官の公訴の在り方をチェックする、検察審査会の制度をこういう形で強化したことは評価するという立場だと思うんですけども、現に行われている強制起訴がすべて本当にあるべきものなのかどうかということについては、もちろん疑問の声もあるし、しかし、できたばかりの制度で、まだ強制起訴されたものの判決は1つも出ていないわけです。そういう状況の中で制度改正の是非について判断を下すのは難しいかなというふうに思っております。

(北川議長)

それでは中西先生。

(中西事務次長)

今の話とは少し違うのですが、私は裁判員裁判が導入される直前に対象事件というのをやりました。公判前整理手続が導入された殺人未遂事件だったのですが、裁判所も検察庁も裁判員裁判のほとんど予行演習のような感じで臨んでいました。そのときに感じたことは、裁判員の方の役割ということも当然ありますが、それだけではなくて、裁判所と検察庁の意識面での変化が、非常に大きいなということです。

やはり市民が裁判に参加されて、実際に評決にも参加されるとなると、市民を説得しないと判決に至らないわけです。そうすると、検察官は、プロである裁判官だけでなく、素人である市民の皆さんに対して、この人は有罪だということを説得しなければいけない。裁判官も裁判官よりも多数の人数の市民を説得しないと判決を得ることができない。ですので、審理全体は非常に市民にわかりやすく、かつ、これはこうなんだということを説得する姿勢が非常によく出ていて、それは従来のプロだけの、わかったようなわからないような暗黙の相場とか常識とかで進行していた審理とはかなり違うんですね。その点を私は非常に強く感じました。

(宇都宮会長)

私もこっそり裁判員裁判を傍聴に行ったんですけど、傍聴席から見ていて、裁判の進行とか、争点とか、すごくわかりやすくなってきているなど、そういう印象はあります。従来の刑事裁判より、ずいぶんわかりやすくなっています。

(長見委員)

一般の人から見ていても、裁判員になった人が、今、表に出て、難しい判決についてコメントを求められるとちゃんとお話しされて、顔を出す人も多くなったと思います。非常にわかりやすく説明されるし、何が難しかったか、何が判断に困ったかをわかりやすく説明されるので、一般の人間にしても裁判というものが理解しやすくなった気がします。それはすごく裁判が近くなったというメリットがあるんじゃないかなと思いました。裁判官もああいうふうに説明してくれればいいのにと、少し思ったのです。

(宇都宮会長)

他の裁判でもね。

(江藤副会長)

裁判員裁判がわかりやすくなったということは、非常に望ましい方向だと思うんですけども、まだプロの一部の中には、問題なんじゃないかという人がいる。なぜいるかというと、これが私は一番問題だと思うんですけども、やはり従来の裁判がやっていた厳格性のようなもの、厳密性のようなものが失われていくということに対するノスタルジーのようなものがあって、今回の裁判員裁判というのは、それまでの精密司法から核心司法へと、こういう移り変わりの問題で大きく訴訟観も変わっているはずですが、変わらなければいけないと、そう考えているのですが、やっぱり昔型の精密司法というものにもものすごくノスタルジーを感じていらっしゃる人たちがまだいらっしゃる。そういう気がしています。

私は会うたびによく言うんですけども、それは明治のはじめに市民平等といったら、大概の人はくだらないことを言っている、とんでもないことを言っていると。そんな世の中できるわけじゃないかと言ったんだけど、100年経ったらみんなそれが当たり前で、俺は士族だからといって威張っている人なんかどこにもいないじゃないですか。これぐらい意識変革ができた。

裁判に対する意識変革というのも多分そういうのが必要で、それが一番必要なのは、市民の方というより、われわれのほうなのかもしれない。そういうふうな実感を持つことはあります。それぐらい今変わりつつあるのではないかなという受け止め方をしております。

議題 検察の在り方について

(北川議長)

この項もまだご意見があると思いますが、一応所定の時間で、次のほうへ移らせていただいて、時間が余ればということで、そういう順序でやらせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。第3の議題として、検察の在り方について、これを検討していきたいと思います。江藤洋一副会長から、ご説明をいただいて審議に入りたいと思いますが、よろしく願いいたします。

(江藤副会長)

それではご説明をさせていただきます。今の裁判員裁判の問題とも関連するのですが、なぜ裁判員裁判かということに関しては、それは司法、刑事裁判というのは、国民の信頼を得なければならない。その信頼の上に成り立たなければ、司法というのは安定しないんだと、こういう考え方があると。

そういうことで、その方向に行きつつあるということで、私はうれしく思っておりますが、今回その信頼を揺るがすような大事件が起きてしまったということでもあります。それがいわゆる厚労省の事件、隣にその弁護人がいらっしやいますけれども、その後に判明しました捜査検事による証拠改ざん事件と、こういうことでございます。

これは、見ようによってはいくらでも小さく見ることができる。つまり、個人の資質の問題、素質の問題なので、これを何とかすれば解決するのではないかという見方が1つ。

そうではなくて、もう1つ大きく見ましょう。検察の問題なんだから、検察という組織をどうこうすることによって解決できるのではないかという見方がある。

最後にもう1つ、一番大きな見方としては、これは司法全体の問題なんだと。司法全体の信頼が今揺るがされているのであるから、そういう観点から考えるべきだという視点があるんだろうと思います。今検察の在り方検討会議でそのことが一生懸命議論させているんです。ですが、ややもすると、検察官個人の資質の問題、あるいは検察官の組織の問題ということに、問題を矮小化して議論しようとする方々がいらっしやる。それは事実なんです。やはりそこでもう少し視野を広げて、先ほど申し上げましたように、司法全体の問題という形で見えてはどうかということをお話させていただきたいというふうに思っております。

その角度から見ると、言い方は悪いんですけども、今までの裁判官はどういうふうに見ているかということ、彼らの性格から言いますと、まじめな人が馬鹿をみて、口先のうまい、言い逃れのうまいやつが罪を逃れるというのはけしからんという、そういう1つの伝統的性格。悪いことをした人はきちんと処罰されなければいけないというのは、それはそのとおりなんです。そこでもう1つ付加された裁判官の考え方としては、悪いことをした人間は、ひょっとしたら自分は罪を逃れたいと思うから、好き勝手なことを言うかもしれない。そんな答弁に迷わされてはいけないという潜在的な心理がある。

そうすると、どうしても被告人に対する見方というのは厳しくなっていて、彼がうまいことを罪を逃れようとしているのかもしれない。それを見逃してはいけないという心理が、日本の刑事裁判官にかなり強い。確かにそういう人がいないとは言いません。いないとは言いませんが、その逆に一生懸命言ったけれど、聞いてもらえなかったという事例がいっぱいあって、それが冤罪につながっていく。こういうことも事実であります。

その逆に、じゃあ検察官が言っていることに対しては、どういう見方をしているかというと、比較的大らかに認めていて、検察官ともあろう人がいい加減なことを言うはずはないと。こういう一種のアンバランスの中で刑事裁判というのは長い間やってきたのではないかという印象を持っております。今回、検察官がこういう証拠改ざんをやったと。言い

方は悪いんですけど、被告人もひょっとしたら嘘をつくかもしれないけれども、検察官も嘘をつくかもしれない。そういう角度で見たら、両方イーブンに公平に見えるようになったという、そういう視点がひょっとしたら必要なのではないかというふうにも思われるわけです。

ですから、今回の問題は、検察に対する批判であると同時に、裁判所に対する批判という見方もできないわけではない。今までのあなたの見方というのは依存がどちらかに多く、あるいは情報の見方というのは、非対称的になっていたのではないか。被告人に対してと検察官に対してと、ものの見方の落差がちょっと大きすぎたのではないですかと。本当にそれが公平な態度と言えるのでしょうかと。そういう視点が1つ僕はあるように思います。

じゃあそれは弁護人が全くすばらしかったかということ、冤罪を見抜けなかった弁護人もいたわけです。ですから、私どもは被告人のことをもうちょっと虚心坦懐に見なければいけなかったのかもしれないし、検察官の出した証拠にもっと厳しくチェックを入れなければいけなかったのかもしれない。そういう自己批判をわれわれはすべきだというふうに思います。

それからもう1つ、今の現行の裁判の在り方の中で問題になっておりますのは、やはり取調べで自白を取るということの比重がものすごく多い。裁判官心理としても自白があるというもののすごく安心感を感じる。これは事実です。

ですから、本当はそれでよかったのかという問題がありまして、今私ども日弁連が言っているのは、その取調べの過程を全過程可視化して見られるようにしてはどうかということです。大概の冤罪になった被告人はどういうふうに言っているかということ、無理やり自白をさせられて自白をしてしまった。だけど、裁判官の前で本当のことを言えば聞いてくれるはずだというふうに思っていたら、裁判官は、いや、あなたは取調べのときの自白は間違いないと、こういうふうに言われてしまうということで、失望する被告人がいる。

ですから、そういう意味で取調べ過程に違法性、違法なことがない、なくなると同時に、そこでの言ったことは法廷に出てきたとしても、それが本当のことを言っているか、そうではないのかということをチェックできるようなシステムをつくらなければいけないということで可視化ということを私ども申し上げているわけです。

今日お手元にお配りした中にございますが、2月24日付の「最高検察庁の録音・録画試行指針に対する会長声明」というのをお配りしております。資料29-3-7。今、検察の在り方検討会議の中で問題にされております取調べの可視化というものに対する最高検の1つの答えが出ております。

今日の資料の中にございますように、この教示を受けまして、検察庁のほうで問題点についてということで、報告書が出来上がっております。これは資料29-3-4でございますけれども、実は中身を見ますと、非常に私ども不満でございまして、身内の身びいきのようなことであるし、本当にこれは反省しているのだろうかという疑問が、前から私はそのことを指摘しておりました。今回の録音・録画の試行ということに関しましても、本当に今

回のような事態をなくすために、何かやろうとしているようにとても見えないということで、厳しく批判をさせていただいております。

なぜかと申しますと、今回のこの録音・録画の試行というのは、どこを録音して、いつから録音するかということ全部検察官の判断に委ねますという、そういう内容になっているんです。だったら、ある意味では検察官の都合のいいところだけを取り出して録画すると。だけど、これは私どもは常々申し上げているのですが、一番危険なことだと思われまます。なぜかという、一例を挙げましょう。布川事件という事件で、今再審で3月の下旬に無罪判決が出るだろうといわれています。この方も実は録音をされていたんですよ。さんざん取調べられて、最後に自白した。自白したことをもう一度言いなさいと予行演習させられた。それはちょっとまずい、もう一回やってみろと言って、自白を予行演習して、そこを録音した。

法廷で、被告人は、これはおかしい、私はやっていませんと言ったんですが、その録音テープが出てきた。ほら、みろと、こんなにすらすらあなた自白しているじゃないか、間違いないと、裁判官にこう言われたと。だから、一部録画というのがいかに危険かということこれを如実に、一部録音ですね、その場合録音でしたけれども、いかに危険かということこれを如実に物語っているというふうに思っております。

それから、可視化のみならず、証拠というものの在り方をどう考えるかということも、実はこの検察の在り方検討会議で考えていただきたいことの1つであります。といいますのは、今現状では、集まった証拠というのは、全部検察官の手持ちです。どんな証拠があるかもわからない。しかし、被告人には何もわからないわけです。特に、取調べられている被疑者のときには何もわからない。そういう情報格差を前提に取調べしている。そんなことはないだろう、そんなことはないだろう、こっちは証拠はいっぱいある、という形でやる。相手は何もわからない。被疑者段階はいいとしても、公判になってもなおかつ検察官のほうに証拠が偏在している。遍くあるほうではなくて、偏ってあるという、偏在しているわけですけども。

それはもちろん今次の刑事訴訟法の改正で若干解決されるのかもしれない。しかし、全部は出ない。どの範囲が出ているかということは、一切国民のほうで全くわからない。だからリストも何もありませんから、どういう情報を持っているかということもわからない。ある人が自白した。自白したけれど、ひょっとしたらこの中には、この自白した人にとって非常に不利益な、立件されたら犯罪になるような事実が記載されたものがあるかもしれない。そうしたら、これを材料にしてこの人の自白を取ったのかもしれない。こういうことだってあり得るわけです。そういうものが全部何も見えないところで、手探りでいろんなことで情報開示、やはり証拠開示を求めても限界がある。

ですので、私どもは証拠リストというものをつくって開示して、できることなら全部証拠そのものを被疑者、被告人に開示する、こういう主張をしておるわけでありまして。それに対して、もちろんいろんな反応がございます。いろんなプライバシーの問題があって、

そんなに全部出しちゃっていいのかという問題があるのですが、裁判で冤罪を起こしているのかどうなのかということと、要するにプライバシーの問題というのは確かにあるのですが、それと比較すべき反対側にある利益というのは一体何なのかということと考えたら、それは裁判で冤罪を起こさないということのほうが、はるかに大きな価値があるんじゃないか。

それともう一つは、プライバシーの問題というのは、それが公にならないような手続、手順をどこかでつくれるはずなんです。現に私どもも開示証拠に関する取り扱いに関する規定を持っております。これは厳重に保管して、むやみに外に出ないようにはちゃんとやっているわけなんです。それでも場合によっては出る可能性はゼロとは言いません。非常にレアなケースで出ていくその危険と、冤罪を起こす危険と比較した場合、一体どちらが重いのかということをやはり考える必要があるのではないかというふうに思っております。ここはいろんな考え方が分かれるところですので、私の個人的な考え方の部分がございませうけれども、そういう問題もあって、証拠の全面開示ということも必要な一つのテーマかなというふうに思っております。

証拠というのは、検察官は何か私物化しているように考えます。彼らは努力していることは間違いないです、証拠を集めることに。ただ、それはもともとといえば、彼らが公務員として集めたもの。言い方は悪いんですけど、税金の成果物みたいなところがある。これをだから訴訟の一当事者が隠し続けていいのかという議論も、根本的にはあって、そこからもう一回議論し直す必要があるかなというふうに考えております。

そういうことで、この話はあっちこっち飛びましたけれども、検察の在り方検討会議ということで、今、検察の在り方について、今言った訴訟の構造に根ざす問題、それから検察官の倫理、組織の在り方、今検討されております。3月末に一応の結論を出すということになっておりますので、私どもこれに積極的に関与していきたいというふうに思っておりますし、今こういう動きが市民の側から見て一体どういうふうに見えるのかということも実は教えていただきたい。何かちょこちょこやっていて、外からよくわからんぞということなのか、何か進んでいるなというふうな印象をお受けになるのか、そのあたりも聞かせていただければと思います。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。

それではただいまのご説明に関しまして、ご意見を委員の皆さんから承りたいと思いません。

(松永委員)

今ご説明の中に段階がありましたけれども、個人の資質、組織の問題、司法全体の問題、このレベルで言うと、市民感覚では組織と司法全体の問題だと思っていたのに、未だに個人の資質というような想定外のお話が出たので、ちょっと驚きました。

(江藤副会長)

それは一部に言われているだけで、全体の中でそうなっているとは思いませんが、少なくとも倫理問題とか組織問題が終われば解決するんじゃないかと、こういうふうに思っ
ていらっしゃる方は、一部いらっしゃるかなという印象は持っています。

(松永委員)

お聞きしてちょっと思ったのは、それこそ今の大相撲の八百長問題は、たった携帯のメ
ールがもとで300年の歴史がひっくり返るぐらいの大きな出来事になっているわけですね。

今回のことも、フロッピーディスクの証拠改ざんというのがなければ、ここまで無罪に
なるかどうかわからなかった訳で、これはもう大相撲のメールと同じぐらい私たちは大変
なショックを受けています。それを個人の倫理だけの問題に済まされるんだったら、市民
感覚とは大きくずれているし、あってはならない証拠改ざんがあったのに、それでもまだ
可視化を一部というふうに出てきたことに、さらに驚きました。それは率直なところですよ。

(北川議長)

続いて、長見委員。

(長見委員)

私も松永さんと同じ印象を受けました。改ざんするところまでやるのかと。例えば自白
を取るのに、強硬ないろいろな手段を使うというのはあり得るというふうにイメージはし
ていましたけれども、証拠を変えるというところまで検事がするとは思っていませんでし
たから、非常にショックでしたね。

それから、そういういろいろな問題を言われてきているのに、一部録画ということ
を、それも録画範囲を自分たちで決めますということ堂々と出す神経が非常にかけ離れてい
て、問題が根深いなという感じがしました。

(古賀委員)

まさに当初から描いたストーリーの中にはめ込まれていく。そして、それにマスコミも
追隨していくというようなことは、疑問に感じざるを得ないんです。ただ、あえて申し上
げますと、取調べの全面可視化というのに、本当に弊害はないのか、あるいは社会的デメ
リットはないのか、ということについてはもう少し掘り下げた議論をしなければなら
ないのではないかという気がしています。今のお二人の方がおっしゃったことと反対のよ
うなことをあえて言うと、まさに先ほどプライバシーということもありましたけれども、全
面的に可視化をすることで社会的デメリットは何かないのか。私はズバツとは言えませ
んけれども、何かデメリットもあるのではないかというイメージがあるんですね。何かもし、
例えば本当にデメリットが考えられるなら、こういうデメリットがある、それはしかしこ
ういう対応をきちんとすることによって解決するんだということ、ぜひお聞かせ願いた
いと思います。

もう1つは、ここでは関係なくて、これこそ素人っぽいですけれども、検察審査会
ですよ。検察審査会というのは、検察の不起訴判断について相当性を判断する役割を担
っているんですよ。起訴された事件について、不当起訴かどうかをチェックする機能は付

与できないのか、あるいはすることによってものすごくおかしくなるのか。この2点について、ぜひ、見解があればお聞かせ願いたいと思います。

(江藤副会長)

個人的な見解ということで申し上げます。最後の点なんですけれども、おそらく今の制度上は、起訴したものについて、そのことを争うということとはできない。それを付与するということもなかなか仕組みとしては難しいんだろうと思うんです。じゃあ明らかな不当起訴だと思われるものについてはどうかということに関しては、裁判所の見解は、それが職務犯罪にあたるような場合だけ公訴を無効にするという言い方なんです。だからもっともらしい有罪的な証拠が一応あれば、それはそれで起訴は無効にならないという、こういう判断になっていますから、その判断の枠組みを変えるということは、考え方としてはないわけじゃないのですが、なかなか難しい部分があると。

裁判所の言っていることは、要するに中身で争えばいいんじゃないかと、こう言っているわけですね。だけど、そこは1つ大きな問題があるのは、中身で争うのであるならば、無罪であるということをお早急に迅速な裁判で出していただかなければ、やはり拘束されているということだけで大変な侵害を受けるわけですから、それは先ほど申し上げた最高裁の判例がいいとは言いませんけれども、迅速に無罪判決を出せるという要件の下でならば容認できるかなというふうには考えております。

それから、最初の問題でございますけれども、これは確かにそういう疑問は警察庁、それから検察庁から出てきております。どういうことかということ、そうしてしまうと、自白が取れなくなる。取れなくなると、犯罪の検挙率というか、起訴率がだんだん下がってくる。下がってくると、世の中の秩序維持機能が落ちてしてしまうのではないかと。そういう心配をあちこちで必要以上にという語弊がありますけれども、そういう宣伝が今プロパガンダされております。ただ、じゃあ諸外国で可視化しているケースがいっぱいございますけれども、そういうところで実際に落ちているのかということ、必ずしもそうではないということが1つございます。

それと、技術的な映像の撮り方等によってかなり回避できる問題もあるのと、可視化することと、可視化されたものが本当に外部に出てしまうという問題というのは別でございますので、そのところはやや可視化すると自白はとれない、あるいはいろんなことが悪くなっていくというのはやや短絡した議論なんじゃないかなというふうな見方をしております。

ですから、そのためにも、そういう疑問に答えるためにも、例えば私ども段階的にしろと申し上げているんですけれども、例えば今回問題になったような特捜部とか検察事件、あるいは裁判員事件、そういうものから始めてみて、様子を見ながらだんだんだんだん拡大していったらどうかという議論もあります。そもそも社会秩序そのものが、刑法規範が一番重要な意味を持っていることは間違いございませんが、それによって秩序が維持されている、100%秩序が維持されているということもございませんので、そのあたりは単にそ

れだけでは簡単にいかない問題があるだろうというふうに思っております。

ただ、1つ、日本の刑法が諸外国に比べて主観的な問題を重視しているということは間違いありません。故意であるとか、過失であるとか、それによって刑の重さがものすごく違う。だからもうちょっと客観的な事実、つまり客観刑法にする。鉄砲撃ちました、人が死にました。それで十分じゃないか。それ以上何で裁判でいろいろ、ああだこうだということを行わなければいけないんだと。そういう議論もありまして、刑法の在り方そのものを含めた広い議論が必要だと。それはそれで議論としてはあるといえます。

それから、先ほどのご意見でございますけれども、確かにさっき裁判員の話の続きになるんですけども、裁判員をやることによって裁判官の意識も変わる。私どもも変わりつつあるわけです。実際にやってみたら、これは違うなど。精密司法なんて言っていられないというふうになってきた。検察官もおそらく変わらなければいけないはずなんですが、実は変わる機会を二度ほど失っているわけです。というのは、明治のときに検察官、当時は検事局で裁判所にくっついていましたけれど、1つの役所のヒエラルキーの中にあった。

戦後、司法制度が変わるときに、おそらく大改革のチャンスだったと思います。裁判所も変わりました。そのときに初代の最高裁長官は、裁判所は変わらなければいけないと、積極的に訴えたんです。われわれは国民のための裁判所にならなければいけないと、こう言っていたんですが、実はどこを見ても検察官は変わっていない。

今回の司法制度改革のときもそうだったんです。裁判所も変わりました。いろんな任用制度などいろいろ変わりました。われわれも変わりました。われわれに対しての懲戒の在り方。市民の声ももっと入れなければならぬ。数も増やさなければいけない。これはやっぱり世の中の司法のためには非常にいいことだということで、受け入れているわけなんです。検察庁だけは変わらなかったんですね。先ほどお話に出ました検察審査会だけが議決権を持ったというところで少し変わった。検察官そのものについてはそのままきちゃった。司法改革審議会の意見書で何か言われているのかといたら、たった一言言われている。それは検察官は独善的であってはいけない、これだけなんです。心構えとしては確かに独善的であってはいけない。だけど、裁判所もわれわれも変わったのは、市民の声を入れることによって、人の批判を受けることによって、その独善性というものが、そのシステムの中で浄化されていく。こういう仕組みになってきた。だけど、検察官は独善的であってはいけない、それだけで、じゃあ独善的でなくするための仕組みは一体どうなったのか。それは全然ないんですよ。ないということが、今回のことにも影響しているのではないかという見方を私は個人的にはしています。

(北川議長)

どうぞ。

(海渡事務総長)

全面可視化にデメリットはないかという非常に、一番コアになるご質問をいただいたので、ちょっと江藤先生と似ているかもしれませんが、私が思うところを述べさせていただきます。

きます。全面可視化をして、今のままの日本の警察、検察であれば、自白が取れる率は絶対下がるだろうと思います。要するに脅したりすかしたりして自白を取っているわけですから、そういうことができなくなったら、自白が減るだろうと。それで治安が悪くなるんだという主張をされるんだと思うんですね。

しかし、現実には取調べの可視化が行われている国でも、捜査機関は非常に取調べの技術を磨いているわけですね。要するに嘘をつく被疑者に対して、それを理詰めで何とか証人尋問をやるような気持ちで、供述の中に矛盾がないか、ここはおかしいじゃないかと。答えられなくなって、結局この人は疑わしいというふうになる、そういう取調べをやるわけですね。そういうことのための技術を磨くようなことが現に外国で行われている。日本でもそれをやればいいと思うんです。そうすれば、そんなに自白を取る率は下がらないだろうし、むしろ人権侵害をしないで真実を明らかにしていくということが可能になっていくのではないかと。そういう意味では、何を捜査機関が恐れられているかというのはよくわかります。今までのようなやり方はできなくなる。それは今までのやり方が間違っているんだから改めてもらう。それに対して代替するような捜査手段というものはある。取調べそのものについてだって、一生懸命技術を磨けば、日本の治安を守るに足り得るだけの捜査をすることはできるはずだと。現に諸外国ではそれをやっているということを申し上げておきます。

(北川議長)

どうぞ。

(豊副議長)

今の海渡先生の関連で、審議会の意見書にもありましたけれど、例えば刑事免責制度などを導入することで、今の技術の向上に加えて制度的に自白を取りやすくする工夫も一緒に考えたらどうかという意見もあるかと思います。一方でまたそれに伴うデメリットの議論もあるかと思います。今のところ、日弁連として例えば全面可視化を入れます、証拠開示も全面的にやって、証拠はみんなて共有しますと、そういう中で例えば刑事免責制度のような新しい仕組みを取り入れることについては、どういうお考えでしょうか。

(海渡事務総長)

これも難しい質問です。その部分も現に一番議論しなければいけないテーマです。ただ、新しい通信傍受の範囲を拡大するとか、おとり捜査で犯意誘発型のおとり捜査を導入するとか、そういうことについて日弁連は反対はしているのですが、司法取引とか刑事免責の部分については、日弁連としてまだまとまった意見があるわけではありません。どうでしょうか。

(江藤副会長)

司法取引はちょっと特殊な問題でございまして、裁判所が関与した上でこういう取引をして、こうして、あるいは証人は、そのかわり自白した人はこういう形で守らなければいけない、制度化されていますから。でも、日本はまだやっていないのは事実なんですが、

実は水面下で常にやっているんじゃないかという、こういう議論があるわけですね。実際の弁護活動の中でそういうことがないわけではないんだけど、それは水面下でやっていることだから、それはそのままでもいいのかという議論はないわけではない。

例えば、一番いい例が、適切かどうかわかりませんが、オウムの被告人の方で最初に自白した人は、無期懲役。あれというのは結果的に見ると、取引と見えなくもないみたいな部分があるわけですね。だけど、それは検察官がそもそもあのときは無期懲役という求刑をしましたから、それに引きずられた部分ももちろんあるんでしょうが、その前提として自白に至るプロセスの中で、取引類似のプロセスが進んでいたという見方がないわけではない。だから、そういうのも具体化して、制度化してはどうかと。現にやられている部分もあるではないかという考え方が1つ。

他方で、それは日本人の正義感に一番合わない。欧米ではそれはたくさんある。日本人的に言うと、それは人を売って自分が助かるとは何事だと。こんな正義感というのがまかり通るのかと。こういう反対論、根強い反対論があって、今、海渡さんが言ったように、日弁連としては意見がまだまとまっていないという状況ですね。

(北川議長)

引き続きどうぞ。

(中川委員)

私もこの問題は、何か刑事司法裁判というものの大きな構造問題のような気がしております。とりわけ、検察、警察の有罪率の高さというものがあまして、それにある意味で裁判所がずっとのっかってきたといいますか、それから国民もまたそれだけしっかりやってくれているのだから、大丈夫じゃなからうかというある種の信頼感があり、弁護士サイドもその構造に対する問題点の指摘というものはあまりなくて、個々の冤罪事件とか、取調べの方法とか、そういう局面局面でのいろいろな意見のみで、国民の前に実はこういう構造問題があるんだということを鋭く、あまり指摘されてこなかったような気がする。

それがここへ来て、いろんな冤罪事件、あるいはああいう改ざんが来て、何か変だな、何がおかしいんだというふうを考え出したところだと思うんです。ただ、そうかといって、ここが問題だということにはまだなっていないように思うんですね。だから、さっきの個別のいろんな段階的な意見があるというようなことじゃなからうかと私は思っておりますが、実際はそうじゃなくて、やっぱり構造問題全体を一度大きな観点で持ち出して、だから検察の在り方ではなくて、刑事司法の在り方というものを検討する、そういう大きな視点でやってもらったほうがいいんじゃないかと思います。

ただ、その問題はそうだと、今回の改ざん事件というものを考えてみますと、もちろん背景にはそういう構造問題があるんだけど、やっぱり一番大きいのは、私は検察の体質の問題ではないかと思います。これはやはりさっき言いましたように、絶大な有罪率というものに過信して、従来どおりのやり方をやっていけばいいのだと思い込む。結局そういうことをやっているうちに何が起こったかという、いわゆる組織の構造的な不祥

事です。これは企業の不祥事と全く似たようなことなのですよ。どこが似ているかというと、まず組織内統制がない、ガバナンスがないんですね。ですから、1人の人間に権力が集中して、その人が自由にやれる。それを横から、あるいは縦、上下からチェックする態勢というものができていない。それからやはりああいう組織ですから、特殊な権限を持っていますので、どうしても功名心といいますか、手柄を立てたいという人が出てきますね。それをまたチェックする機能が十分できていないということで、知らず知らずのうちにそういう人間ができて、それをまわりの人も何となく胡散臭いなと思っているけれども、組織的にチェックする態勢がありませんから、最後まで行ってしまうと。これは全く企業とよく似ているんです。

企業の場合はそういう問題があることをわかっていますから、いろんなチェック機能を入れて、問題が起こらないように努力しているわけですがけれども、検察の場合はそういう点が非常に薄かったと思います。だからこれは検察内部の1つの体質改善ということで、積極的に取り組んでもらわないといけないと思うし、そういう意識をまず、そうであったということを率直に認めないと改善にはならないので、そこが一番大切なのではないかと思います。

それと可視化の問題との関係なのですがけれども、私も古賀さんがおっしゃったように、可視化がすなわちそういう体質改善につながるかというと、ちょっと何かそこにもう1つ説明を入れる必要があるような気がします。これはもちろん結果的にはそうなると思うんですがけれども、一般の市民から見ますと、今の起こっている問題と可視化とが頭の中で直接つながらないんですよ。弁護士会としては強力にそのことをおっしゃっていますし、おっしゃればおっしゃるほど、何で何でという逆の反応を起こしているような気もしまして、ワンクッション、だからこうだという、真ん中の説明をもう少し構造問題も含めておっしゃると、非常にすんなりわかると思うんですが。ちょっとそこに段差があるような気がしておりまして、日弁連という団体がいかにもそういうものを持ち出して対抗しようとしているよという印象が強い。私だけかもしれませんが、そのところはもう一回ご検討いただいたほうがいいのではないかなと思っております。

(北川議長)

ありがとうございました。どうぞ。

(宇都宮会長)

今、中川さんが言ったご指摘の点との関連では、今日の資料の30の11ページで、宮崎誠委員の立場という4項目挙げられていますけれど、日弁連として前会長の宮崎さんを検察の在り方検討会議の委員として推薦しまして、こういう4点を提案しているということですね。取調べの可視化だけで検察の体質改善を考えているのではなくて、検察官倫理の確立とか、検察組織の改革、これは江藤副会長が指摘されたように、司法制度改革では全く問題にしていないんですよ。だから、それをもう一回この時点でこうした改革をやるべきだという問題提起をして、今いろいろな提言をやっている。結局検察組織を今外側から

チェックする組織としては、起訴の問題では検察審査会の制度で、しかもこの制度は先ほど古賀委員が言われたように、不起訴処分に対するもので、起訴されたのに不当起訴の点のチェックが入らないという問題がある。それから検察官のいろいろな不祥事とかそういうことについては、検察官適格審査会というのがあるんですけども、これがあまり十分これまでは機能していなくて、戦後何十年間かを通じて、そこで罷免された検察官が1人だけということです。

実は日弁連の会長になりますと、自動的にあて職で検察官適格審査会の委員になるんですけど、国会議員が6人委員として入っているんですね。そういう制度で、そこが検察官の制度を唯一外部からチェックする組織になっているんですけど、必ずしも有効に機能していなかったという問題があるので、そういう制度でいいのかも含めて、本当は検察の在り方検討会議で議論していただきたいなという問題意識は持っています。やっぱり内部だけではなくて、外側から組織とか人事とか、そういうのをチェックできるシステムが必要なのではないかと思います。

(中川委員)

私も司法制度改革のときに法曹制度委員会の委員をやっておったのですが、そこで一番不思議に思ったのは、検察制度に関する議論がゼロだったんですね。裁判所と弁護士会とどうするか。いろんな議論がありましたけれども、なぜか検察制度については何もありませんよ。何かうまいことやっているわと。これは率直な、ないわけではないんですけど、うまく言えないといえますか。どこに問題点があるかを言うべきことが何もありませんね、資料も。

(海渡事務総長)

やっぱり検察組織の在り方として体質的に、起訴した以上は有罪を取らないとマイナスの評価がされるという風土があると思うんですね。だけど、間違っただけで起訴するということは絶対あるわけだから、それは無罪の判決になったのは正しいわけですよ。そのことによって何の不利益も受けないという、そういう風土を確立してもらわないといけない。事件をやっている途中で本当にこの人は無罪だなと思うことがあったら、論告もしないというようなことが許されるような組織とか、そういう検察官の倫理の在り方、そして外部から倫理に従って組織が運営されているかどうかを査察するような監察制度みたいなもの、そういうものがあるんじゃないかということも併せて今言っている。

ですから、新聞の紙面などにはわれわれ可視化だけ言っているように見えているのかもしれないけれども、今中川委員がおっしゃってくださったような点も含めて、僕らとしては総合的に言っているつもりなんですけれども、ちょっと発信力が欠けているようですので、一生懸命頑張りたいと思います。

(フット委員)

中川委員のコメントとも関連しますけれども、少なくともアメリカから見ますと、アメリカはそれぞれ個々の検察官の裁量は最大であって、1人の権限が相当強いのですけれど

も、私の理解では、日本はヨーロッパ大陸と同じように縦組織で、本来なら組織内のチェック機能はかなり強いはずです。決裁などで起訴するかどうか、あるいは求刑などのいろんな段階で、決裁のメカニズムで縦組織内のチェック機能は、かなり強いはずです。

しかし、外部からのチェック機能、第三者からのチェック機能は全くないと言っていいほどです。先ほどの検察官適格審査会などのメカニズムはあっても、事実上はほとんど外部によるチェック機能がありません。

実は改革のチャンスはもう一回あったように私は考えています。それは80年代の免田事件、その他の死刑冤罪事件のときは、相当議論が強かったわけで、しかも検察の組織に関する改革なども、当時はずいぶん議論されているように記憶しておりますけれども、それもいつの間にか、結局内部のチェック機能をさらに強化していくのでという結論になりました。これまでも毎回改革のチャンスがあったときは、「われわれ内部でやるので」という答えが出てきているわけです。ですので、私から見ますと、可視化がなぜ重要であるかという、可視化を通じて外部によるチェック機能がはじめて可能になるのではないかと思います。それがなければ、結局はいつまで経っても、「内部でやります」、「今度こそはさらに強化していきますので」という答えになってしまいます。80年代の冤罪事件の後、しばらくの間、内部で相当程度チェックしていたように私は考えたいのですけれども、いつの間にか、それを忘れてしまうというような傾向が出てきたのではないかと思います。だからこそ、外部によるチェック機能が可能となるようなメカニズムが必要であり、そのために可視化が特に重要だと思います。

もう1点、「日本は違う」という話で、検察側から、私の理解では日本の場合は状況証拠だけで有罪にすることは非常に難しい、という主張が時折されるようです。日本は事実上自白が要求されていて、しかも日本の場合は単なる「このようにやった」というそれだけではなく、相当詳細な自白を裁判所側が要求している、とのこと。それに応えるために、23日間の取調べなど、相当厳しい取調べが必要であるというような話も聞きますけれども、果たしてそうなのでしょうか。日本の場合は自白なしでは有罪ができないのでしょうか。また、その点から、むしろ刑事司法全体に関連する、より拡がりのある問題なのではないかと思います。

(森事務次長)

フット先生と大体同じような意見になるんですけども、今回の検察の在り方でも、中川先生がおっしゃったような内部統制の問題というのは、やはり議論として出てきていると、提案はされていると。決裁制度をきちんとしようとか、そういうのが出てきているのですが、われわれ日弁連のほうで議論して、果たしてそれが有効に機能するのかどうかということになると、どちらかというと、上司に上げるときに隠すとか、あるいは上司がその上の上司に上げるときに隠す、これはまさしく今回の証拠改ざん事件ではないかということで、やはりチェックするのは、せめて同僚、ピアレビューとか、あるいはやはり外部からのチェックがないと、これは有効に機能しないということで、可視化というのが

必要不可欠だと。要するに透明化をしていくということがやはりすべて必要なのではないかというふうに思っています。

それで、裁判員制度というのに関連するんですけども、これがやっぱり1つ非常に有効だったのは、それまでやはり法曹三者でやっていたような刑事裁判というのは、外部から見られるようになったということで、かなりこれは意識変革というのが大きくなってきたと思うんですね。今まで三者で特殊な法律用語だけで会話をしていたというのが、一般の市民の人達にもやはり理解してもらわないといけない。三者で大体これぐらいの量刑でしようというのは、これはもう通じなくなっている。それを説明していかないといけないということがあって、これはやはり弁護士にとっても、検察官にとっても、裁判官にとっても大変だったということだけれども、それをやることによって自分たちも磨かれていったし、いろんなチェックが入ってきた。やはり外からの目が入らない限りは、自己改革というのはなかなか難しいだろうなというふうに思っていますので、可視化というのはこれ全部取ったから見せられる、オープンにされるというわけではありませんけれども、どこかで誰かが必ずそれをチェックできるというシステムをつくっているということは、自分たちを改革していくとか、自分たちを律していくためには非常に有効な手段になるのではないかと。そういう意味で可視化というのが必要だというふうに考えております。

(北川議長)

どうぞ。

(長見委員)

ちょっとはずれるんですけども、刑事とかそういうことではなくて、私は製品安全についてやっているんですけど、それについて、今、公共施設での事故だとか、乗り物の事故だとか、そういうものが結構ありまして、それが全部警察が一時的に証拠を押さえてしまうんです。そのために事故原因の調査ができなくて、何年もそのままになって、調査しているのかしていないのかもわからない状態になってしまうんですね。可視化ということだけではなくて、そういう調査を私たちは警察だけでなく、第三者、専門家、被害者、そういう人たちも入れて事故調査をしてほしいというのを要求しているんですけど、それも可視化していない。それから一方にだけ証拠が偏ってしまうという点、刑事とちょっと違うかもしれませんが、警察というのは、検察のもう1つ下のレベルになるんでしょうけれども、いろんなところで押さえられてしまって、今例えば福知山線の事故の問題だとか、エレベーター事故だとか、ほとんどが停滞しているんですね。事故の原因がはっきりしないために対策というのも後手に回るというのもあって、自動車についてもそうですね。いろいろな事故の原因調査というのも、やっぱり第三者がなかなか入れないところがあります。

(中川委員)

ちょっと補足的な意見ですけども、可視化の問題につきまして、確かにそれは正しい方向だと思いますが、さっき古賀会長も言われましたように、それが非常に、美しすぎる

感じがするんですよね。全面可視化、理論的には非常に美しい。けれども、実務として考えますと、例えばものすごいお金がかかるなという気もしますし、それからいわゆる費用対効果の問題ですよね。ほとんどのものは可視化なんかしなくてもいい気もします。それを全部やるということになると、だから範囲の問題といいますが、そういうこともあるでしょうし、それから検察の肩を持つわけじゃないけれども、やはり取調べというものに対する阻害要因にもなると思うし、だからそういういろんな要素を考えて、どの辺までだれがどういうふうにするべきかという、もう少し細かな議論が必要なんじゃないかと思うんですよね。

それから、可視化以外に何か方法がないんだろうかと。例えば自白調書を取る段階で弁護士さんが立ち会うとか、アメリカなんかやっているわけですよね。ですから、そういう方法もなきにしもあらずだし、要するに全体として有効に冤罪を防ぐという仕組みをつくれればいいわけで、可視化だけがそうだというのは、ちょっとさっき言いましたように、何か突出している感じがしまして、もう少し総合的な施策といいますが、そういうものを考える必要があるのではないかと私は思っております。

(江藤副会長)

具体的に、今の議論はただ可視化か否か、イエスかノーかではなくて、可視化した場合にどういう問題があって、それについてどうするのかという具体論が実務者レベルでは進んでおりました、それはおっしゃるとおりだと思います。だから、範囲の問題と段階的な、どういうふうにするかというのはこれから実務的には解決していかなければいけない。

それからおっしゃるとおりで、私どもも可視化というのに取りかかか前に、立ち会いが可視化みたいなことを言っていた。いずれにしても、暗闇の中で取調べを行う。これをもうちょっと透明性を持たせるためにはどうしたらいい。1つは弁護人が立ち会う。もう1つは、全部録音する。こういう形で、これは or の関係なのか、and の関係なのかわかりませんが、そういうことは確かにあって、弁護人が立ち会えれば一番いい。それは理想的には、私もそう思いますが、先ほどの話じゃないですが、全事件弁護人全部立ち会えるのかと、こういう問題がある。それからもう1つの問題では、日本の場合には取調べの時間がものすごく長い。アメリカで自白といたら、始めましょうと言って、サーッとやって、その間に弁護人立ち会いましょうとできますけれども、23日間、フット先生の話じゃないけれども、朝から晩まで取調べて、それ全部立ち会うのかという議論がもう1つあるわけですね。

だからいわゆる逮捕、勾留されている間の取調べの規制の問題というのも、もう一方で考えないと、今の現状のままで全部立ち会いというのは、そこは難しいでしょうね。それも含めた議論をしなければいけない。それはおっしゃるとおりです。

(北川議長)

まだ議論があるかと思いますが、時間が来ましたので、本日はこれで終わらせていただいてよろしゅうございますか。

議題 その他

(北川議長)

それでは本日の審議は終わりいたします。次回の第30回の市民会議の日程でございますが、委員の皆さんにもお諮りをしておりましたところ、6月13日15時から17時に、現段階のところ7名の方が参加可能ということですので、開催を予定したいと思います。

その他何かございますでしょうか。

(中西事務次長)

次回の議題について、もし何かご意見があればいただけますでしょうか。

(北川議長)

実は、私ども、後ほど、次回の議題をどうしようという議論をするのですが、もし委員の皆さんから何かございましたら、先にご意見をいただきたいと思います。

それでは、特にないようでしたら、われわれで議論させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

6 閉会

(北川議長)

それでは、第29回の日弁連市民会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。(了)